

資料 2 報告事項 1

令和 6 年 9 月 9 日

都市整備部都市計画課

東京都板橋区都市計画審議会 板橋区都市づくりビジョン改定部会の委員について

第 199 回板橋区都市計画審議会において設置承認いただいた「東京都板橋区都市計画審議会板橋区都市づくりビジョン改定部会」（以下、「改定部会」）の委員について、令和 6 年 5 月 9 日付で同審議会会長から下記の委員が指名を受け、改定部会を開催し、板橋区都市づくりビジョン改定に向けた検討を進めている。

また、東京都板橋区都市計画審議会条例施行規則に則り、第 1 回改定部会の中で部会長及び部会長代理が決定したので、改定部会委員と併せて報告する。

なお、板橋区都市づくりビジョンの改定検討の内容については、適宜、今後の都市計画審議会にて報告を行う。

記

1 改定部会の役割

板橋区都市づくりビジョンの改定にあたり、板橋区都市計画審議会の下部組織として、都市計画等の専門的な知見から調査審議を行い、その経過及び結果を板橋区都市計画審議会に報告する。

2 設置期間

令和 6 年度から次期板橋区都市づくりビジョン策定まで（令和 7 年度末を予定）

3 改定部会委員（◎：部会長 ○：部会長代理）

氏 名	所 属	
おおさわ まさはる 大 沢 昌 玄	日本大学 理工学部 教授	東京都板橋区都市計画審議会 専門委員
さかい あや 坂 井 文	東京都市大学 都市生活学部 教授	東京都板橋区都市計画審議会委員
さとう のぶお 佐 藤 伸 朗	(株)建設資源広域利用センター 代表取締役社長 元東京都技監	東京都板橋区都市計画審議会 専門委員
◎ なかい のりひろ 中 井 検 裕	東京工業大学 名誉教授	東京都板橋区都市計画審議会 専門委員
ふじい さやか 藤 井 さ や か	筑波大学 システム情報系 准教授	東京都板橋区都市計画審議会委員
むらかみ まさひろ 村 上 正 浩	工学院大学 建築学部 教授	東京都板橋区都市計画審議会 専門委員
むらやま あきと 村 山 顕 人	東京大学大学院 教授	東京都板橋区都市計画審議会 専門委員
○ もりもと あきのり 森 本 章 倫	早稲田大学 創造理工学部 教授	東京都板橋区都市計画審議会委員

※委員の表記は五十音順

参考１：板橋区都市づくりビジョン改定スケジュール（予定）

計画案の各段階において、庁内検討会、都市計画審議会、区議会、パブリックコメント・住民説明会等で広く意見を伺いながら進めていく。

（○：都市計画審議会 ◆：改定部会）※予定含む

令和5年度				令和6(2024)年度								令和7(2025)年度																			
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
○				◆				◆ ○ ◆ ○				◆ ○				◆				◆ ○				◆ ○							
改定の 方向性 整理				骨子案 作成				住パ 民ブ 説コ 明メ 会・				素案 作成				案 作成				住パ 民ブ 説コ 明メ 会・				最終案				策 定			

【板橋区都市計画審議会への報告・付議（予定）】

令和6年 9月下旬	骨子案の送付（各委員へ郵送）
令和6年 9月下旬～10月下旬	パブリックコメント・住民説明会
令和6年 11月頃	骨子案について報告
令和7年 1月頃	素案について報告
令和7年 9月頃	案について報告
令和8年 1月頃	最終案について付議・答申

参考２：設置根拠

【東京都板橋区都市計画審議会条例（抜粋）】

（部会）

第8条 審議会は、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

【東京都板橋区都市計画審議会条例施行規則（抜粋）】

（部会）

第6条 条例第8条に規定する部会は、審議会の会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員をもって組織する。

（部会長）

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により、これを定める。

2 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、並びに部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。